

東昌寺・光明寺・満勝寺・輪王寺・孝勝寺・大年寺・万寿寺

寺院等の格付けについて「宮城郡誌」に『……等級第五位の着座以上にあらざれば、階前盈尺之地に藩主に相見するを得ざる制度なり。故に藩主自ら神社仏閣に参拝し、縁起由緒を社僧に質さんとするも、口述答申の途なきが故に、此等の場合に限り着座の資格を与ふる特例を設けたり。藩主先代の菩提院又は祝福の祈願寺に限り家柄（着座）以上の資格を有たしむ。』とある。

資料 仙台市史第7巻

99 旧北根村は無人の村であった

問 旧北根村は、村民のない村だったそうですが、それは本当ですか。

答 北根村とは、旧仙台領の宮城郡国分33か村の一つで、明治22年4月1日町村制施行の時、この村は七北田村・市名坂村・松森村・古内村・上谷刈村・荒巻村・野村と合併して七北田村となり、昭和6年4月1日に荒巻と共に仙台市に編入されて現在に至っているところです。旧仙台領時代の北根村は、常住する村民のいない非常に特異な村でした。しかし、無人とはいっても村は廃墟や未開発の状態ではなく、古い黒松林と農耕地のある歴とした公村でした。18世紀末の郷村の実態を正確に記した実用地誌の「封内風土記」及び「安永風土記御用書上」に、それぞれ次のような記事があります。

「封内風土記」卷3

○○○
『北根邑 無邑民、仙台府下者穡稼之』

「安永風土記御用書上」

『宮城郡国分山根通北根村

(4) 一田代〔ただい〕 九貫二百八文
(5) 一畠代〔はただい〕 貳百八文

(7) 内
一壹貫四百七拾二文 御蔵入
(8)

一七貫九百四拾四文 御給所〔おきっしょ〕
(9)

都合九貫四百拾六文

但右御田地当村に人頭〔にんとう〕 無御座候ニ付、仙台御足輕持高、并国分七北田村入作ニ
(10) 仕候事

一御林 一ヶ銘 当村御拝領御林ニ無御座候事
(11) (12)

一黒松御植立御林 竪〔たて〕⁽¹³⁾ 拾丁 橫四丁四拾間⁽¹⁴⁾

何年頃之御植立ニ御座候哉相知不申候

一小名〔こな〕 七ツ⁽¹⁵⁾

一本松 一間杭沢〔けんくいざわ〕 一山田沢 一年坊 一筑道〔つきみち〕 一源田
兵衛新田 一清水〔しつ〕

一御村境

竪大数拾貳丁

横大数五丁廿間』

この無人の村に村民が移住し定着したのは、明治に入ってからのことです。「宮城郡誌」によれば、明治8年調で、戸数7、人口男12女10計22となっています。また明治17、8年頃の「陸前国各村字調書」（宮城県調査）によると、北根村の字は、『道添、前沢、金杭沢〔かなくいざわ〕、堰向、南黒松、新茶屋、御倉、新道、暗角〔くらすみ〕、北黒松、西沢、山田沢、山下、山添、西山、岩下、笠松、坂下山、山神、山沢、赤土沢、黒松』となっており、人口の漸増をうかがわせます。

今は此処を、国道4号線が貫通していますが、この基礎となった交通路を、堤町・北根・市名坂・富谷・吉岡へと、伊達政宗が初めて開通させたのが、元和9年〔1623〕のことでした。それ以前の道中は、北山・荒巻・丸田沢・長命・野村〔元七北田〕・朴沢・根白石・宮床・黒川と山根を辿っていたのです。北根の丘陵を開削した新道は、在来の中山道〔古街道・野村道ともいい、また秀衡街道の名が今に残る〕にとって代り、仙台以北への幹線となつたのであります。松前・八戸・南部・一関の諸侯が参勤交代に上下したのもこの道路でした。

なお、北根の地名について、「風土記御用書上」の第一項目である「村名由来」にも全然記されていないのは、その起原が当時に於て既に不明だったことを意味します。ところが「仙台地名考」「宮城県地名考」には『北根は城下の北の嶺の意味である』とあります。しかしこれは一つの推論に類するものです。何故ならば、この説は仙台と北根とを同一次元に据えてしまつて、両者を現存の状態で関係づけたところに無理があります。仙台は慶長5年〔1600〕以後、かって人跡のなかった湿地原野上に造成された、全くの新興城下町であります。これに対し、時代的には比較にならぬ古さを以て、南北朝時代の根本史料の上に登場するのが、国分寺郷の名であります。これによって国分寺郷即ち後の国分郷は、北根を含み、開発の早さに於ては仙台よりも遙かに先発の地域であることが知られます。また、北根を北沼と書いた記録も存在しますので、地名の文字表記以前の経過も大きな謎を秘めているかのようあります。一般に地名は、悠久な人間の生活と共に文字使用以前からあった古來のもので、その起原も長い歴史年代を経て茫漠となつたものの方が、寧ろ少くありません。北根の地名に関しても、根拠の稀薄な臆説は避けるべきであります。

注(1) 「封内風土記」によれば、作並・熊ヶ根・上愛子・下愛子・郷六・芋沢・大倉・福岡・朴沢・根白

石・田中・小角〔おがく〕・実沢・野村・上谷刈・古内・荒巻・北根・七北田・市名坂・松森・鶴ヶ谷・小田原・苦竹・南ノ目・霞ノ目・小泉・蒲町・伊在・長喜城・六丁目・荒井・荒浜の33村である。国分の名は、南北朝時代の根本史料〔貞治2年〔1363〕の相馬文書〕に『宮城郡国分寺郷』と記されているのが初見で、起原は国分寺と関係があるらしい。

平泉征伐の論功行賞として、千葉常胤の五男胤通が国分三十三郷と名取郡に於て所領を与えたので、国分と称し国分氏400年の始祖となったと、多くの歴史書や、地名考等に記されているが、これについて史料の徵すべきものもなく、実は不明なのである。「尊卑分脈」によれば、千葉胤通は葛飾郡国分邑から起り國分氏と称した下総の豪族の祖であり、「姓氏家系大辞典」（太田亮）もこれを採っている。そして、南北朝時代になってから始めて史料に現われて来る国分氏は、上記の千葉胤通（国分五郎）〔桓武平氏〕とは全く別系統の国分氏〔秀郷流藤原姓〕である。このことは「餘目記録」〔「仙台叢書」第8卷所収〕に『国分は、小山より相分れ、ながぬまの親類にて、出家にて下荒井が先祖なり』とあり、千葉胤通の国分氏とは無関係であることを示している。一体に国分の地名は諸国の国分寺から出たもので、全国各地にあり、それらの地名から国分氏を称した者はいずれも別系統である。ところが同姓のため、後世になってから混同されてしまったものか少なからずあるので注意を要する。「千葉胤通国分始祖」の架空な仮説を別系の実在国分氏に連結して、誤まりを伝えることになった根源は、佐久間洞巖の作成した「平姓国分系図」〔「仙台市史」第3巻、「仙台市史（昭和4年刊）」第1巻所収〕にある。また岩沼の古内氏所蔵「平姓国分系図」ほか数種の国分系図が後世に製作されているが、いずれも胤通始祖の立場をとりつつ、しかもそれぞれの都合によって編成されたものであるため異同甚しく、一つとして信用するに足るものがない。なお鎌倉時代当初の地頭職の性格からしても、国分三十三村一円の所領などは考えられないことなので、千葉胤通の国分氏始称を固執強調する記述は排除されるべきものである。

注(2) 「封内風土記」によると無人村には、登米郡に日野渡・小島邑、遠田郡に小塙・成沢・上郡・南高城邑等がある。

注(3) 対外的に公式の村で、仙台領内には1,011もあった。これらの公村のほかに「公儀〔幕府〕書上なき村」即ち領内限りの村〔かくし村。私村。端郷〔はごう〕〕が49村もあった。村の文字は禁字とされていたので、邑の字を代用した。なお端郷の読み方は「宮城県史」第28巻に『端郷』の訓みの根拠は『牡鹿状』の本文中、根岸村を説明した次に「同端郷（ハゴウ）渡波町」とある振仮名による』とある。

注(4) 宮城郡内を山根通・陸方・沖通・浜方の4ブロック分けにしてあった。

注(5) 田の貫文高

- 注(6) 1貫は10石、百文は1石に換算する。仙台領の貫文制について、他の大名領と違うので幕府から問合せがあった時、次のように答えている。『仙台領ノ田地百文ハ他国地高一石ナリ、（中略）仙台領田地一貫文ノ中税ハ四石三斗ナリ〔約四公六民〕』（「獅山公〔5代吉村〕治家記録」享保8年（1723）4月29日条）
- 注(7) 番の貫文高。
- 注(8) 伊達本家の直轄地で、蔵入地ともいい、その年貢はすべて御蔵に収納され、仙台領財政の基礎となった。
- 注(9) 紿地・給人前・給分ともいい、御給人即ち地頭の知行地で、その年貢は直接給人に収納された。
- 仙台領に於ける蔵入地と給所の比率については、初期は明らかでないが、中期の享保2年（1718）には総高10万7百68貫のうち、蔵入地は3万6千4百18貫余で36%、残りは給所で64%を占め、幕末に至って蔵入地の比率が38%と、やや高くなっている。蔵入地の多い地域は、名取・国分・宮城などの仙台城下周辺、佐沼・深谷・三迫流〔さんのはざまながれ〕・桃生・江刺など直営新田開発の重点地区、牡鹿・気仙・本吉北方など三陸漁村の零細なため給所対象として不適当な所の多かった地方であった。これに反して給所の多かったところは、刈田・伊具・亘理・玉造・登米等であった。これらの地域は防衛上の要地であるため、大身の高級家臣が配置され、知行高も大きかったからである。即ち、刈田は一家の片倉小十郎〔1万8千石〕、伊具は一門筆頭の石川大和〔2万1千3百80石〕、亘理は一門伊達安房〔2万4千8百50石〕、玉造は一門伊達彈正〔1万4千6百40石〕、登米は一門伊達筑前〔2万石〕の高禄知行地が8-9割を占め、蔵入地は僅かに散在するのみであった。またこれを1村内に於ける蔵入地と給所との存在形態から見ると、大身の一円知行の村を除いて、一般的に村内に蔵入地と給所とが入り組んで存在し、その給所も数人の給人に分割知行されたところが多く、極めて複雑なものがあった。
- 注(10) 本百姓・表百姓ともいう。寛永17～20年（1640～1643）に行われた寛永検地に於て、屋敷及び耕地の所有者として公認されて検地帳に登録され、領主に対する年貢課役を自己の責任に於て負担する農民である。なお名子・被官・水呑等の隸属農民から百姓として公認された者を「新百姓」といった。
- 注(11) 山林と原野とは、原則として藩有であった。藩が直接管理するものを御林といった。
- 注(12) 林の単位称呼。林にはそれぞれ名称があるのが通例なので、それらを数えるのに「一ヶ銘」「五ヶ銘」のような数え方をした。銘は名である。なお「風土記御用書上」の他村の『御林』の項目に『一つ』又は『三ヶ所』と記してある所もあり、同じことである。
- 注(13) 南北の距離。

注⑭ 東西の距離。この村の面積〔村境の数字を見よ〕の割には広大な黒松林である。明治以降の「南黒松」「北黒松」「黒松」の字名はこれに因るものである。近年造成された「黒松団地」という団地名も、その後をひいているものである。

注⑮ 村を小分けした名。小字〔こあざ〕。

注⑯ 「相馬文書」（「宮城県史」第1巻所収）

『陸奥国宮城郡国分寺郷半分国分淡路守并一族等跡内地頭職事、為八幡介景朝跡之替所、早任先例、可致沙汰之状如件

貞治二年〔南朝の正平18年〔1363〕〕七月十一日

左京大夫（花押）

〔大崎直持〕

相馬讚岐守殿』

資料 封内風土記（田辺希文）

安永風土記御用書上（田辺希元）

宮城県史第1、3、24、32巻

仙台市史第1、3、8巻

七北田村誌

宮城郡誌

100 仙台三十三か所観音

問 朝のテレビで、仙台三十三か所観音めぐりの番組を見、私もたずねてみたくなりました。1番から33番までのコースについて教えて下さい。

答 わが国に於ける観音信仰は、既に仏教伝来の直後に始まり、日本仏教史を通して現代にまで及んでいるものであります。⁽¹⁾ 法隆寺百濟〔くだら〕観音、同寺夢殿の救世〔ぐぜ〕観音を始め、現存する仏像中で最も多いのが観音像であり、観音を本尊とする寺院や観音堂が数多く建てられた事実は、観音信仰の広がりの度合を明示するものであります。観音すなわち觀世音は、大慈大悲を以て「世人のその名を唱える音声を観じて解脱〔げだつ〕を得させる」菩薩であるとされます。衆生の現実生活に於て遭遇する総ての災難と苦難が、唯觀世音菩薩の名を唱えるだけで救われるという簡明な利益〔りやく〕の故に、最も広く深く崇拜される菩薩であったのであります。この信仰基盤の中から発生したものの代表的な例が、平安末期に成立を見た西国三十三か所観音靈場巡礼の信仰でありま⁽²⁾